

全国知事会からのNPO新認定制度に係る要求事項への回答

平成23年2月25日

内閣府

1 自治事務として地方に一定の裁量権を付与すること

- ・自治事務として整理し、その点も踏まえ、条例による個別指定の在り方については、法律上特に条件等は付けず、自治体の裁量性が発揮される仕組みとする方向で調整。
- ・その他の認定の実体基準については、租税法律主義に鑑み、法律の規定以外の定めは許容されないと考えられるが、認定の手續等については、法律の趣旨を変えない範囲内で条例により独自の定めがなされることは妨げられない。
- ・例えば、認定申請に際して一定の有資格者による書類確認を経ることを推奨するなど、実体基準に影響を及ぼさない範囲で手続的な定めをすることは、一般論としては妨げられないと考えられる。

2 国税庁の支援・協力義務を法定化すること

- ・滞納処分の実事関係に関して、国税庁から所轄庁へ情報提供を行うとともに、所轄庁からの照会に対して協力する仕組みとする方向で調整。
- ・また、税務調査の中で、認定取消しに係る一定の事実を把握した場合に国税庁から所轄庁へ情報提供することも検討。
- ・ただし、地方団体からの連絡を受けて税務調査を実施するとの仕組みは困難。一方で人的な協力について更に検討。

3 認定NPO法人に適用する適切な会計基準を作成すること

- ・NPO法人の会計の在り方や会計書類の様式については、地方団体やNPO関係者からより明確なものを求める要望が強いことから、最近のNPO法人の会計やその他法人の会計をめぐる動向等を踏まえながら、NPO法人（認証法人及び認定法人）の会計の明確化に関する検討の場を内閣府に設け、今秋目途に取りまとめる方向で調整。
- ・法令上は、会計の適正性を確保するための規定としては、認定基準の中に、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、青色申告法人並みの帳簿書類を作成し保存していることを規定する方向で調整。

4 認定法人数等の算定基礎を公表すること

- ・事務量については、アンケート調査を活用しながら一定の前提の下に、関係者の御意見を頂きながら試算しているところ。認定法人数は政府がコントロールすべき性格のものではないため、目標と位置付けられるものではないが、見込値として公表する方向で調整。

5 事務移管に見合う適切な財源措置を講じること

- ・今回の事務移管で発生する事務費については、所要の地方財政措置を要望するとともに、新制度移行直後の負担の軽減について不交付団体も含めてどのような対応が可能か平成24年度概算要求に向けて検討。

6 その他の指摘事項

① 条例個別指定と認定との間の制度上の不備の問題

- ・従たる事務所所在の都道府県又は市町村において個人住民税上の寄附金税額控除の対象となる法人を条例で個別指定した場合、当該法人に対する寄附金の所得税及び法人税上の扱いを決めるに際して、当該法人はP S T基準を満たすものとみなす方向で調整。
- ・上記の措置は、国税である所得税及び法人税上の扱いを決めるに際しての措置であり、主たる事務所所在の都道府県又は市町村における個人住民税上の扱いに影響を及ぼすものではないと整理する方向で調整。

② 条例個別指定に関する国の関与の問題

- ・個人住民税上の寄附金税額控除の対象となる法人が条例で指定され、当該法人が認定NPO法人となった場合、国税である所得税及び法人税にも影響が及ぶこととなるため諸般の手續には慎重さが求められること、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人として指定を行ったという当該地方団体の団体意思を明確にすることが望ましいこと等に鑑みて、対象法人の指定は条例において個別に規定することとしたところ。